○内閣府告示第三千三百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千八百二十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宇和島市

二　地域再生計画の名称　ロンジェビティタウンうわじま構想

三　地域再生計画の区域の範囲　宇和島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千八百二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宇和島市

二　地域再生計画の名称　ロンジェビティタウンうわじま構想

三　地域再生計画の区域の範囲　宇和島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千八百二十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　八幡浜市

二　地域再生計画の名称　健幸都市としての魅力向上による「まちなか」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　八幡浜市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千八百六十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　須崎市

二　地域再生計画の名称　「すさきプライド」人財育成・確保と市民活躍の場づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　須崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千二十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県高岡郡日高村

二　地域再生計画の名称　日高村と村外を繋ぐ小さな拠点整備事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県高岡郡日高村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千二百八十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県、宗像市及び福津市

二　地域再生計画の名称　国内外からの観光客に再び来訪してもらうための観光地づくりと稼げる観光資源の開発　～買って、旅して、福おぉか～

三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千四十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　行橋市

二　地域再生計画の名称　椿市地区地域コミュニティ活性化による地域力強化プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　行橋市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千五十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福津市

二　地域再生計画の名称　地域観光拠点を軸とした「農水産業×観光」地域活性強化プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　福津市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県遠賀郡水巻町

二　地域再生計画の名称　周遊拠点を核としたエリア活性化プロジェクト